

神奈川県監査委員公表第8号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和8年6月8日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

監 第 1055 号
令和8年6月5日

請求人 （略） 様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和8年4月8日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、支出から請求日までに1年を経過している令和3年度から令和5年度までの神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業（以下「本件対象事業」という。）に係る公金の支出については不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和8年4月7日付け神奈川県職員措置請求書（以下「請求書」という。）の内容

（原則、内容は原文のまま。）

請求の要旨

1. 請求の対象となる神奈川県の機関又は職員

神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課職員（氏名不詳）

2. いつ行われた、どの神奈川県の財務会計上の行為が対象となるか

令和7年8月以降、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課に対し、神奈川県ラグビーフットボール協会の補助金事業（特に Seagull Club 関連）について相談を行ったが、神奈川県スポーツ協会の相談窓口に依頼をしたが、令和8年2月27日に神奈川県ラグビー協会の返答において不正は認められないとの返答がありました。一方で私が情報開示請求により手に入れた資料によると収支決算書においてシーガルクラブの予算が計上されておらず、このことについて神奈川県職員に質問したところ「Seagull Club は神奈川県機運承継事業ではない」と返答を頂きました。つまり神奈川県スポーツ課と神奈川県スポーツ協会が神奈川県ラグビー協会のヒアリングした内容との差異があります。これ以上の調査はできかねるとのことで、これにより、補助金の使途確認・報告審査・是正指導という管理業務が実質的に放置されています。

3. それが、どのような理由で違法又は不当なのか

県スポーツ課は、令和7年7月3日に神奈川県ラグビー協会から提出された事業計画(2023年2月15日執行役員会資料)が補助金を使用している事と計画通りに行われていない問題点を対面にてお伝えしましたが、神奈川県スポーツ協会の相談窓口を紹介するだけでした。

- ・ 神奈川県ラグビー協会が計画した「Seagull Club」（第2階層：個人情報登録＋特典、第3階層：有料サポートメンバー）を未実施のまま、（略）の状態を継続。
- ・ 神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いを放置。
- ・ LINE 運営費約40万円／年は標準価格の約2倍で、差額約20万円の使途が不明。令和4年度以降の収支決算書に差異が発生します。これらは補助金適正化法第3条（善良な管理者の注意義務）、地方自治法第232条の2（補助金の監督義務）に違反する管理怠慢である。

4. 神奈川県にどのような損害が発生又は発生するおそれがあるのか

補助金の目的外使用・不正流用により、県民税金が浪費され、推定損害額は交付総額の数十%（数百万円規模）に上る可能性がある。また、個人情報保護法違反の

リスクが県の信用を著しく損なうおそれがある。神奈川県スポーツ行政関係者の信頼が損なわれる。

5. どのような措置を求めるのか

- ・ 神奈川県ラグビーフットボール協会に対する補助金の全額返還命令
- ・ 次年度以降の補助金交付停止
- ・ 外部監査人による監査の実施
- ・ 関係職員に対する是正勧告および管理体制の改善指導
- ・ 神奈川県ラグビー協会に対する監督強化および再発防止策の策定

6. 請求の対象となる行為があった日（又は終わった日）から1年を経過している場合は、1年を経過している正当な理由

違法・不当な行為は現在も継続中であり、調査回答の遅延が続いているため、1年経過の正当な理由がある。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

- ・ 事実証明書1 2023年2月15日執行役員会資料（プロモG作成）LINE 運営費明細（約40万円／年）
- ・ 事実証明書2 神奈川県スポーツ課からの「Seagull Clubは補助金対象外」との回答メール
- ・ 事実証明書3 神奈川県スポーツ協会の回答とメールのやりとり
- ・ 事実証明書4 Seagull Club当初予定との乖離
- ・ 事実証明書5 情報開示請求による収支決算書

第3 監査委員の除斥

本件監査請求において、吉川 知恵子監査委員は法第199条の2の規定に該当するため、除斥された。

第4 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和8年4月8日付けをもって受理した。

第5 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会

(1) 証拠の提出の機会

請求人から、令和8年5月8日に次の証拠が追加提出された。

- ・ 事実証明書6 ラグビー団体と角田会長の関係
- ・ 事実証明書7 広告マーケティング知識及び実務経験の欠如による組織崩壊

(2) 陳述の機会

請求人は、令和8年5月8日14時59分から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。併せて、陳述内容を書面にした陳述書の提出があった。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、内容は発言のまま。）。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は（略）と申します。

（略）は広報活動を通じて、お手元にあります「ラグビー神奈川」という機関紙の収益向上、YouTube 配信の開始・収益化、SNS 運用強化などに取り組んでまいりました。しかし、2022年度から進められている補助金事業の柱である「Seagull Club」の運用に重大な疑問を抱き、住民監査請求を行いました。

主な問題点は以下のとおりです。

1 個人情報管理・セキュリティの不備

2023年2月15日の、お手元にあります執行役員会資料では、個人情報登録による会員管理と有料サポートメンバーの開始が計画されていました。しかし（略）など、重大な管理体制の不備が認められます。

2 費用対効果の著しい不合理

Seagull Club（LINE と一体運用）の年間予算運用費用は約40万円となっております。（略）広報委員会が管轄するホームページの年間予算は約（略）万円です。ホームページリニューアルの見積もりを検討しておりまして、その開発費用が約（略）万円、年間ランニングコストは約（略）万円という予定となっております。しかし、運用開始から2年以上が経過した Seagull Club は現在も売上が確認できておらず、（略）としてホームページ・SNS の一元管理を提案しましたが、対応はありませんでした。

3 質問に対する対応

上記事項について質問したところ、具体的な回答は得られず、（略）、協会活動から排除されました。

4 行政への照会結果

2025年7月に神奈川県スポーツ課へ調査を依頼したところ、神奈川県スポーツ協会を経由して「問題なし」との回答を得ましたが、9か月間を経過した時点でも私の主張と食い違う点についての具体的な理由説明はありませんでした。

また、情報開示請求により補助金収支決算書を確認したところ、Seagull Clubに関する表記はなく、神奈川県スポーツ課は「補助金対象外」と回答しています。

しかしながら、Seagull ClubはLINE公式アカウントと一体運用されており、業者への支払いが継続されている状況にあります。

5 内部統制の機能不全

この問題について、(略)に対して説明と調査を求めたところ、いずれも具体的な回答や対応はありませんでした。

以上の事実から、Seagull Clubに関する支出の適正性、補助金との関係性、並びに協会のガバナンス体制について、事実に基づいた徹底した調査をお願い申し上げます。

私は神奈川ラグビーの健全な発展を心より願っております。県民の税金が適正に使用され、透明性の高い運営が行われるよう、監査委員の皆様におかれましては、公正な御調査と御判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。以上で終わります。

2 監査対象事項の特定

(1) 請求人の主張

請求人は、本件監査請求に係る違法又は不当な財務会計行為に関して、以下のとおり主張していると認められる。

一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会（以下「ラグビー協会」という。）は、本件対象事業の補助対象として、LINE運営費により神奈川ラグビーFANZONE（LINE公式アカウント）（以下「FANZONE」という。）を運営しているが、FANZONEとSeagull Club（ラグビー協会が運営する公式会員クラブ）（以下「Seagull Club」という。）を一体化して運用している。このことについて、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）職員は「Seagull Clubは神奈川県機運承継事業ではない」と認識していることから、補助金の目的外使用に当たる。また、ラグビー協会は、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いがあることから、補助金の不正流用に当たる。

加えて、ラグビー協会が運営するFANZONEのLINE運営費約40万円／年、は標準価格の約2倍であることから、差額約20万円の用途が不明であり、令和4年度以降の収支決算書に差異が発生する。

このように、ラグビー協会による補助金の目的外使用・不正流用がありながら、スポーツ課職員が、補助金の用途確認・報告審査・是正指導という管理業務を放置し、補助金を支出することは、違法又は不当な公金の支出に当たる。

(2) 監査対象年度

請求人は、請求書の「請求の要旨」「3. それが、どのような理由で違法又は不当なのか」において、「令和4年度以降の収支決算書に差異が発生」と主張しており、事実証明書5として、神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業収支決算書（以下「収支決算書」という。）の令和3～6年度分を添付していることから、監査対象年度について検討する。

法第242条第2項において、住民監査請求の対象となる行為について、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないことが規定されている。

まず、令和3～5年度の収支決算書についてみると、出納閉鎖から既に1年以上経過しており、請求期間を徒過しているといえる。この点について、請求人は、「請求の要旨」「6. 請求の対象となる行為があった日（又は終わった日）から1年を経過している場合は、1年を経過している正当な理由」において、「違法・不当な行為は現在も継続中であり、調査回答の遅延が続いているため、1年経過の正当な理由がある。」と主張している。

請求期間の経過における「正当な理由」の有無について、最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決では、財務会計行為が秘密裡にされた場合、『『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。したがって、右のように当該行為が秘密裡にされた場合』、『『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか』によって判断すべきものとされている。

本件監査請求についてみると、当該行為が秘密裡に行われたなどの主張はなく、また、情報公開制度の利用によって当該行為を知ることができたものであるといえる。そのため、「調査回答の遅延が続いている」という主張は、「正当な理由」には当たらないことから、1年を経過している場合の正当な理由を摘示しているとは認められない。

次に、令和6年度の収支決算書についてみると、令和6年度予算の支出に係る出納閉鎖は令和7年5月31日であり、事実証明書3には「(ラグビー)協会が過去の県への報告に誤りがあることに気づき再提出した」、県から「(ラグビー)協会に対して経理処理の是正に関して指導・助言があった」との記載があるため、支出が確定した日を特定することはできないが、請求書受付日の令和8年4月8日が当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しているとまではいえない。

(3) 監査対象事項の特定

「(1) 請求人の主張」及び「(2) 監査対象年度」の検討結果を踏まえ、監査の実施に当たっては、ラグビー協会に対する本件対象事業のうち、請求日時時点で1年を経過しているか明らかではない令和6年度に係る予算の執行について、適正になされた

か調査し、法第242条に規定する違法又は不当な財務会計行為に該当するか否か、また、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件対象事業に係る事務を所管するスポーツ課を選定した。そして、令和8年5月14日13時30分から県庁新庁舎3階第2監査室において書記（法第200条第3項に規定する書記をいう。以下同じ。）による職員調査を実施し、本件対象事業の実施に係る経緯や関連する支出等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で書記による追加聴取を行った。

スポーツ課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 本件対象事業について

令和元年度に日本で開催されたラグビーワールドカップ 2019[™]のレガシーとして、ラグビー競技を県内で普及推進することを目的として、令和3年度から始まった。より広く県内に普及推進を進めていくために、事業の実施主体をラグビー協会とし、協働して事業を行うため、歳出科目の細節は負担金として支出することとなった。

令和3年度は令和4年1月から始まった新リーグ開幕（プロリーグ）を機運承継の好機と捉え、ラグビー協会等の関係団体と協力し、県内一丸となってラグビーの普及推進のための取組を行った。また、令和6年度はラグビーコミュニティ拡大等に係る事業を実施することとした。

(2) 「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業の実施に関する協定書」について

ア 協定締結までの流れについて

令和6年度の本件対象事業については、これまでの事業実施状況等を踏まえ、前年度の6月～7月頃に事業の方向性や内容について、ラグビー協会と協議を重ねて、決定している。

その後、令和6年4月19日及び同年6月11日に改めて事前協議を実施し、具体的な事業の実施時期や内容、費用負担及び役割分担等について、ラグビー協会とスポーツ課の担当者と協議した上で、双方の合意の下具体的な事業内容等を確定し、同年6月25日に「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業の実施に関する協定書」（以下「6年度協定書」という。）を締結している。

イ 6年度協定書における県負担金額について

協定締結時の県負担金額の内訳は次表のとおりであるが、県内ジュニアラグビー世代への支援や県内ラグビーコミュニティの拡大といった事業に対して県は負担することとした。

なお、協定締結前及び事業完了年月日以降の費用についてはラグビー協会が負担している。

また、年度途中で事業内容を変更する場合は、6年度協定書第9条(協定の変更)のとおり、事前に協議の上、変更することとなっている。

6年度協定書県負担金額の内訳

品目	金額
① イベント企画	150,000円
② LINE スタンプ企画・制作費	550,000円
③ LINE スタンプグッズ作成費	204,000円
④ LINE アカウント運営管理費	96,000円
合計	1,000,000円

① イベント企画の積算について

ジュニア世代向け大会(ファイナルカップ)開催時に派遣する医師、トレーナーへの謝金等を県は負担する。

(締結時積算) 1回あたりの謝金 15,000円×延べ人数 10人=150,000円

② LINE スタンプ企画・制作費の積算について

FANZONEでの情報発信をより効果的に展開するため、LINEスタンプを活用した事業を展開することとし、LINEスタンプ作成企画費及びLINEスタンプキャンペーン費を県は負担する。

(締結時積算) LINEスタンプ作成企画費 400,000円 1式

(締結時積算) LINEスタンプキャンペーン費 150,000円 1式

③ LINE スタンプグッズ作成費の積算について

LINEスタンプ等の普及啓発のため、かなビーバッチ等を作成して配布する事業を展開することとし、必要な費用を県が負担する。

(締結時積算) LINEスタンプグッズ作成費 204,000円 1式

④ LINE アカウント運営管理費の積算について

より多くの人にラグビー情報を提供する方法としてLINEでの発信が有効であると考えたため、LINEアカウント運営管理費の一部を県は負担する。

(締結時積算) LINEアカウント運営管理費 月12,000円×8月=96,000円

(3) 令和6年度本件対象事業の県負担金に係る執行手続について

ア 交付根拠について

県負担金の交付根拠は6年度協定書である。

イ 事業費、費用負担、支出日及び精算日について

事業費、費用負担、支出日及び精算日は、次のとおりである。

	令和6年度
事業費	1,506,000円
県負担額	1,000,000円
ラグビー協会負担額	506,000円
支出日	令和6年8月13日
精算日	令和7年3月25日

ウ 執行手続について

県負担金の執行については、次の手続を行っている。

日付	内容
令和6年7月26日	県負担金に係る執行依頼
7月31日	支出負担行為
8月6日	ラグビー協会から8月1日付けの請求書を収受
8月8日	支出命令（概算払）
8月13日	ラグビー協会に1,000,000円を支出
令和7年3月25日	事業完了報告書に基づき、精算

エ 事業実績及び決算額の確認について

事業の進捗については、実際に行われる事業の会場調整や事業に係る打合せへの参加、準備に係る会場確認や前日準備、当日の事業実施への立会い等により、計画どおりに事業が実施されていることをスポーツ課職員が現認している。

また、精算手続に当たっては、ジュニア世代向け大会（ファイナルカップ）開催時には、担当者が現地において実施されている事業内容等を確認しており、LINE関係の事業については、担当者がFANZONEの運営状況や作成されたLINEスタンプの状況について確認を行っている。

そして、ラグビー協会から提出された「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業 事業完了報告書」（以下「6年度報告書」という。）により、6年度協定書で定めた本件対象事業が実施されていたかを確認し、併せて、6年度報告書の記載事項が担当者により確認した内容と整合性があるかについても、確認を行っている。

収支決算書については、金額の根拠となる領収書等については確認を行っていなかったものの、前年度と比較し、同規模であったことは確認を行っている。

(4) 6年度報告書の再提出について

ア 再提出に係る経緯について

令和7年10月1日、ラグビー協会から令和6年度本件対象事業に係る収支決算書に誤りがあった旨の連絡を受け、スポーツ課担当者は、修正を指示した。

同年11月6日、ラグビー協会の会長から、顛末書とともに、修正された令和6

年度本件対象事業に係る収支決算書の再提出を受けたが、添付資料（収支決算書）に誤りがあったことから、スポーツ課長及び副課長は、再修正を指示した。

令和8年1月15日、スポーツ課長及び副課長は、ラグビー協会の会長から、正しい額に修正された収支決算書の再提出を受けた。

年月日	内容
令和7年10月1日	ラグビー協会から令和6年度本件対象事業の収支決算書に誤りがあった旨の連絡を受け、修正を指示。
11月6日	ラグビー協会が顛末書を提出。添付資料（収支決算書）に誤りがあったことから、再修正を指示。
11月～12月	スポーツ課において、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用し、確認。 県負担金が本件対象事業のみに支出されたことを確認。 これに伴い、正しい額に修正された収支決算書がラグビー協会から提出。
令和8年1月15日	上記、修正された収支決算書についてスポーツ課でも確認を行い、問題がなかったことから、ラグビー協会から正式に提出。
1月15日	ラグビー協会へ経理処理の是正に係る依頼文書を発出。

イ 再提出に係るスポーツ課の対応

スポーツ課としては、顛末書の提出とともに、修正された令和6年度本件対象事業に係る収支決算書の再提出を受けたことから、収支決算書に記載された支出額が正しいかどうか確認するため、令和7年11月から12月にかけて、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用し、確認作業を実施した。

その際、領収書等の全てがすぐには提出されなかったことから、その理由を確認したところ、ラグビー協会内の担当者が複数いて、各担当者が領収書を別々に管理しており、提出が遅れている旨返答があり、ラグビー協会内において、令和6年度本件対象事業に係る会計書類が一元管理されていなかったことが判明した。

その後、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式が揃い、スポーツ課の複数の職員により、修正後の収支決算書に記載された支出額と照合作業を実施したが、一部県負担金対象外事業が含まれているなど、収支決算書としての記載に適切ではない点も見られたものの、領収書等に不審な点は認められず、また、当初予算額に対して決算額が超過していることが確認できたため、県負担金は、令和6年度本件対象事業に使用されており、不正にラグビー協会内部で留保等していないものと判断した。

一方で、令和7年3月17日付け6年度報告書において、安易に予算額と同額の収支決算書が提出され、また、その後、「ア 再提出に係る経緯について」のとお

り、収支決算書に誤りがあり、会計書類が一元管理されていないなどの実態が判明したことから、令和8年1月15日、スポーツ課長及び副課長は、ラグビー協会の会長から、正しい額に修正された収支決算書の再提出を受けた後、経理処理の是正に関する依頼文書を手交し、直接指導を行った。加えて、過年度分の点検として、令和3年度から令和5年度までの収支決算書について、令和6年度と同様の処理がなされていないか、領収書等の証拠書類により確認し、令和8年1月30日までに点検結果を任意の書面により報告するよう求めた。

その結果、同年1月30日に当該収支決算書の訂正分の提出がなされたが、職員調査時点で、スポーツ課の職員による修正後の収支決算書に記載された支出額との照合作業は終了していない。

なお、再提出された収支決算書の内容は次表のとおりであった。

No.	品目	予算・当初報告時決算 (A)			今回修正決算額 (B)		
		総額	県負担額	協会負担額	総額	県負担額	協会負担額
	イベント企画	300,000	150,000	150,000	419,387	150,000	269,387
1-1	イベント企画開催経費	150,000	150,000	0	307,753	150,000	157,753
1-2	スタッフ交通費	150,000	0	150,000	111,634	0	111,634
	LINE スタンプ企画・製作費	550,000	550,000	0	671,460	550,000	121,460
2-1	LINE スタンプ作成企画費	400,000	400,000	0	649,900	400,000	249,900
2-2	LINE スタンプキャンペーン広告費	150,000	150,000	0	21,560	21,560	0
2-3	県負担 (※1)	0	0	0	0	128,440	△128,440
	LINE スタンプグッズ作成費	204,000	204,000	0	240,025	204,000	36,025
3-1	ステーションナリーグッズ作成費	204,000	204,000	0	240,025	204,000	36,025
	LINE アカウント運営管理費	418,000	96,000	322,000	292,600	96,000	196,600
4-1	LINE アカウント運営管理費 (※2)	396,000	96,000	300,000	264,000	96,000	168,000
4-2	事務用品他	22,000	0	22,000	28,600	0	28,600
	事務経費	34,000	0	34,000	27,673	0	27,673
5-1	事務用品他	9,000	0	9,000	5,288	0	5,288
5-2	振込手数料	5,000	0	5,000	3,465	0	3,465
5-3	送料	20,000	0	20,000	18,920	0	18,920
	計	1,506,000	1,000,000	506,000	1,651,145	1,000,000	651,145

No.	品目	差額 (B) - (A)		
		総額	県負担額	協会負担額
	イベント企画	119,387	0	119,387
1-1	イベント企画開催経費	157,753	0	157,753
1-2	スタッフ交通費	△38,366	0	△38,366
	LINE スタンプ企画・製作費	121,460	0	121,460
2-1	LINE スタンプ作成企画費	249,900	0	249,900
2-2	LINE スタンプキャンペーン広告費	△128,440	△128,440	0
2-3	県負担 (※1)	0	128,440	△128,440
	LINE スタンプグッズ作成費	36,025	0	36,025
3-1	ステーションナリーグッズ作成費	36,025	0	36,025
	LINE アカウント運営管理費	△125,400	0	△125,400
4-1	LINE アカウント運営管理費 (※2)	△132,000	0	△132,000
4-2	事務用品他	6,600	0	6,600
	事務経費	△6,327	0	△6,327
5-1	事務用品他	△3,712	0	△3,712
5-2	振込手数料	△1,535	0	△1,535
5-3	送料	△1,080	0	△1,080
	計	145,145	0	145,145

※1 「2-2」について、県負担額に残額が発生しているが、「2-1」においてラグビー協会負担額が予算額を超過して発生しているため、当該超過分について、「2-2」の残額を限度に県が負担することとした。当該金額を「2-3」に表記している。

※2 「4-1」について、当初予算では「数量 12月」「単価 33,000円」とされている。「今回修正決算額」においては、単価が明記されていないが、「数量 12月」とした場合「(総額)264,000円÷(数量)12月=22,000円」と算出される。

ウ 再提出に係る経理等事務の対応状況について

確認作業を行った結果、「イ 再提出に係るスポーツ課の対応」のとおり、県負担金の額に変動はなかったことが確認できたことから、スポーツ課の執行に対する精算額に差異（修正）はないものと判断し、経緯の分かるものを原執行書類に添付することで対応することとした。

なお、今回のスポーツ課の確認作業によって、ラグビー協会から県負担金の返還をさせることとなった場合については、スポーツ課の執行に対する精算額に差異が生じることから、雑入により処理することを想定していた。

(5) FANZONE 及び Seagull Club について

ア 本件対象事業における FANZONE の位置付けについて

本件対象事業の方向性や内容について、スポーツ課とラグビー協会の担当者が行った協議において、ラグビーコミュニティを創出し、ファンの拡大、競技人口の増加を目的に、LINE 公式アカウントの運営及び管理を行うことを、双方の費用負担及び役割分担とともに整理している。その整理の過程において、LINE 公式アカウントの運営内容、すなわち実施する事業を明らかにしており、LINE 公式アカウントの運営とは、LINE のアカウントを用いて FANZONE を LINE 登録者に公開し、ラグビーに関する情報やメッセージ等を、随時プッシュ型で発信する事業であることを双方で認識を共有している。

また、6 年度協定書における FANZONE の運営管理に関する事業の範囲は、前述のとおり、LINE を活用した情報発信等を主としており、6 年度協定書に示される費用負担及び役割分担において、他の事業（例えば外部リンクに及んだウェブサイトの運営管理等）を含むことについては、スポーツ課若しくはラグビー協会から交渉、調整を図った事実はなく、県負担金の対象とするのは、LINE を活用した FANZONE の運営管理のみとして認識している。この点については、ラグビー協会も同様の認識であることを確認している。

イ Seagull Club のウェブサイト上での FANZONE に係る記載について

(7) Seagull Club のウェブサイト「神奈川ラグビー-FANZONE」と表示されていることについて

Seagull Club とは、ラグビー協会が運営する神奈川ラグビーファンのための公式会員クラブの名称である。その Seagull Club のウェブサイトは FANZONE に組み込まれたリンクからウェブ上で個別に管理・運営されるウェブサイトに遷移するものであり、URL は「<https://seagull-club.net/>」である。URL で示されるように、LINE 内アプリではなく、「seagull-club.net」というドメインが取得され、ウェブサイトにて管理・運営されるものである。このドメインの取得は、ラグビー協会が自主的に行ったものであり、6 年度協定書における LINE アカウント運営管理事業に含まれるものではない。

一方、FANZONE については、スポーツ課とラグビー協会で締結する 6 年度協

定書において、LINE を活用した LINE 登録者に対する情報発信等のための事業（LINE アカウント運営管理事業）として位置付けている。したがって、LINE 以外で運営されるものについては、6 年度協定書の効力が及ぶものではないとラグビー協会とも認識を共有している。

そうした中であって、Seagull Club のページ上に FANZONE を冠する表記があることはウェブサイト閲覧者に誤解を招くことから、スポーツ課からラグビー協会に修正を申し入れ、ウェブサイト上部の表記などは修正された。

(イ) Seagull Club の説明に「神奈川ラグビーFANZONE という公式 LINE での情報発信など運営・管理をしています」との記載について

指摘された表記については、Seagull Club というウェブ上で管理・運営されるウェブサイトにおいて、スポーツ課との6 年度協定書に基づき運営する LINE 公式アカウントについての紹介をしているものであり、ラグビー協会自体の設置趣旨に基づいたラグビーコミュニティの拡大を図るための取組の一環にすぎない。ただし、記載されるページにおいて、「Seagull Club について」とのタイトルが記載されていることから、Seagull Club において FANZONE の運営を行っているかのような誤解を生じさせる可能性が懸念される。ラグビーコミュニティの拡大という観点からは同種の事業になるものと考えられるが、ラグビー協会との間では、両事業は協定に定めるものとそうではないものとで明確に整理している。

ウ 「神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用」との主張について

ラグビー協会ではラグビーコミュニティの拡大を狙って様々な取組を行っており、その観点からすれば、同種の事業を並走して行っているものである。両事業を運営するラグビー協会としては、限られた予算の中、最大限の効果を発揮するための工夫や取組として両事業を関連付けることは、スポーツ課としても理解できる場所である。ただし、事業の性質として、FANZONE はスポーツ課とラグビー協会との協働事業であり、LINE というメディアを活用した情報発信によるファン層の裾野拡大を意図しているもの、Seagull Club はラグビー協会が運営する公式なファンクラブに登録してもらうことで付加価値を提供し、ファン層の定着を図るものである。そのような前提のもと、スポーツ課とラグビー協会とは協定を締結し、県負担金の対象となる事業としては明確に FANZONE と Seagull Club とを切り分けており、県負担金の対象事業としては「一体化」しているものとは考えていない。

エ 「神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いを放置。」との主張について

FANZONE と Seagull Club のサイトがいずれも（略）に委託して作られ、運営されていることなどから、両者に一定の関係性はあるが、「(4) 6 年度報告書の再提

出について」のとおり、令和7年11月から12月にかけて、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用し、スポーツ課の複数の職員により、修正後の収支決算書に記載された支出額との照合作業を実施し、領収書等に不審な点は認められなかった。

しかしながら、本件監査請求を受けて、令和8年5月25日に改めてFANZONE等の管理運営の委託先である(略)に対して直接、電話にてヒアリングを行ったところ、次のとおりの回答内容が確認された。

- ・ ラグビー協会から委託を受けて実施している業務は、FANZONEで配信されるLINE文章等の作成、登録者への配信、アカウント管理業務及びSeagull Clubのサイト運営である。
- ・ LINE社に対して支払われているLINE公式アカウントスタンダードプランの使用料は、修正後の収支決算書で言う「LINEスタンプ作成企画費」に含まれており、LINEアカウント運営管理費ではない。
- ・ LINEアカウント運営管理費には、FANZONEの運営管理費及びSeagull Clubのサイト運営費が含まれている。
- ・ 上記の費用は月額22,000円であり、FANZONEの運営管理費とSeagull Clubのサイト運営費の内訳は、それぞれ約17,600円と約4,400円になる。

以上のことから、これまでの認識の一部が誤りであることが判明した。しかし、FANZONEの年間運営管理費が約211,200円であるのに対し、県負担金は年間96,000円であることから、県負担金がSeagull Clubに使用されたことはないと考えている。そして、FANZONEとSeagull Clubとは運営される媒体等も切り分けられており、県負担金の対象事業としては「一体化」していないと、引き続き考えている。

(6) LINEアカウント運営管理費について

ア LINE公式アカウントの運営管理について

県負担金の対象事業としては、ラグビーコミュニティを創出し、ファンの拡大、競技人口の増加を目的に、LINE公式アカウントの運営及び管理を行うことを、双方の費用負担及び役割分担とともに整理している。その整理の過程において、LINE公式アカウントの運営内容、すなわち実施する事業を明らかにしており、LINE公式アカウントの運営とは、LINEのアカウントを用いてFANZONEをLINE登録者に公開し、ラグビーに関する情報やメッセージ等を、随時プッシュ型で発信する事業であることを双方で認識を共有している。

イ LINEアカウント運営管理費の内訳について

ラグビー協会が(略)に対して行っている委託業務は、FANZONEで配信されるLINE文章等の作成、登録者への配信、アカウント管理業務及びSeagull Clubのサイト運営である。

FANZONEでは、平均で月3～4回、約3,800人(令和6年度時点登録者数)に向け

て、試合の情報や選手などの画像が含まれるラグビー情報が配信されていることから、1か月で約15,000通が投稿されている。

「(5) FANZONE 及び Seagull Club について」のとおり、修正後の単価 22,000 円の内訳は、(略) から直接聴取した結果によれば、FANZONE の LINE アカウント運営管理費が約 17,600 円、Seagull Club のサイト運営費が約 4,400 円とのことである。

なお、今回判明したことを受けて、今後、ラグビー協会に対しては改めて、令和 6 年度収支決算書の修正を依頼する予定である。

LINE 公式アカウントについては将来的に自走化させ、県負担金の対象から外すことを開始当初より想定しており、ラグビー協会とその方向性について合意している。そのため、費用負担については、年々ラグビー協会の費用負担割合が増えるように毎年度、協定を締結している。

(7) 令和 6 年 10 月から販売を開始した LINE スタンプの売上収入について

LINE スタンプに使用されるキャラクター（かなビー）の作成については、ラグビー協会が(略)に協力を依頼し作成したもので、このキャラクターについてはラグビー協会が商標登録を行い、商標権を有している。また、LINE スタンプの企画・製作費はスポーツ課とラグビー協会が共に負担した上で、製作はラグビー協会が業者へ依頼して行なわれた。このため、スポーツ課としては製作物の確認は行ったが、LINE スタンプの売上についてはラグビー協会に権利があることから認知はしていない。

当該収入については、本件対象事業のうち、ラグビー協会負担部分に充てられている。

第 6 監査の結果

1 認定した事実

職員調査によるスポーツ課からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件対象事業について

ア 事業の経緯

本件対象事業については、「第 5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 本件対象事業について」のとおり、令和元年度に日本で開催されたラグビーワールドカップ 2019TMのレガシーとして、ラグビー競技を県内で普及推進することを目的として、令和 3 年度から始まり、当初は、委託事業として展開していくことも検討していたが、より広く県内に普及推進を進めていくために、事業の実施主体をラグビー協会とし、協働して事業を行うため、歳出科目の細節は負担金として支出することとなった。

また、令和 6 年度については、ラグビーコミュニティ拡大等に係る事業を実施することとしていた。

イ 6年度協定書について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 『令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業の実施に関する協定書』について」及びスポーツ課提出資料の「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業の実施に関する協定書」のとおり、協定締結前に具体的な事業内容や実施時期を協議するため、令和6年4月19日及び同年6月11日に事前協議を実施した。

その後、スポーツ課とラグビー協会は、本件対象事業について、役割分担及び費用負担等を定めた協定を同年6月25日に締結した。

6年度協定書では第3条（期間）において、協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までである旨が、第4条（負担額等）において、事業における負担額として、ラグビー協会が506,000円、県が1,000,000円を負担すること及び収支決算において、歳出決算額が歳入決算額を上回った場合、その差額について、ラグビー協会が一切の経費を負担する旨が、第5条（実績報告）において、ラグビー協会は、事業終了後30日以内、又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書及び収支決算書を提出すること及びスポーツ課は当該報告に基づき、県負担金の精算を行う旨が、第6条（成果の帰属）において、共同で創作した成果物があるときは、原則としてラグビー協会及びスポーツ課の相等しい持分での共有とし、ただし、両方で合意を得た場合は、いずれかに帰属させることができる旨が、第9条（協定の変更）において、協定の内容に変更が生じるときは、事前に両方で協議の上、別途書面で合意することにより、変更することができる旨が、第10条（疑義の決定）において、協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者が協議して定める旨が規定されている。

(2) 令和6年度予算における県負担金の執行等について

ア 支出負担行為について

スポーツ課提出資料の「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業実施負担金に係る執行書類の写し」のとおり、令和6年度県負担金の支出のため、スポーツ課長は令和6年7月26日に文化スポーツ観光局総務室管理担当課長へ歳出予算執行依頼票を提出した。文化スポーツ観光局総務室管理担当課長は同年7月31日に事業負担額1,000,000円について、支出負担行為を行った。

イ 支出命令について

スポーツ課提出資料の「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業実施負担金に係る執行書類の写し」のとおり、令和6年8月1日付けで、ラグビー協会から請求書が提出され、文化スポーツ観光局総務室管理担当課長は同年8月8日に概算払により支出命令をし、同年8月13日にラグビー協会に1,000,000円を支出した。

ウ 額の確定及び精算について

スポーツ課提出資料の「令和6年度神奈川県ラグビーワールドカップ機運承継事業実施負担金に係る執行書類の写し」のとおり、6年度協定書第5条(実績報告)の規定により、ラグビー協会から令和7年3月17日付けでラグビー協会が実施した事業に係る6年度報告書が提出され、文化スポーツ観光局総務室管理担当課長は、同年3月25日に額の確定及び精算を行った。

額の確定及び精算における事業実績について、「第5 監査の実施-3 監査対象箇所への調査-(3) 令和6年度本件対象事業の県負担金に係る執行手続について-エ 事業実績及び決算額の確認について」のとおり、ジュニア世代向け大会(ファイナルカップ)開催時には、担当者が現地において実施されている事業内容等を確認しており、LINE関係の事業は、担当者がFANZONEの運営状況や作成されたLINEスタンプの状況について確認を行っていた。

また、ラグビー協会から提出された6年度報告書により、6年度協定書で定めた本件対象事業が実施されたかを確認し、併せて、6年度報告書の記載事項が担当者により確認された内容と整合性があるかについても、確認を行っていた。

決算額の確認については、6年度報告書に添付されている収支決算書により確認を行っているが、記載されている額の根拠となる領収書等については確認をしていない。ただし、前年度と比較し、同規模であったことは確認を行っていた。

(3) 6年度報告書の再提出について

ア 再提出に係る経緯及びスポーツ課の対応について

「第5 監査の実施-3 監査対象箇所への調査-(4) 6年度報告書の再提出について-ア 再提出に係る経緯について」及び「第5 監査の実施-3 監査対象箇所への調査-(4) 6年度報告書の再提出について-イ 再提出に係るスポーツ課の対応」のとおり、令和7年10月1日に、スポーツ課職員はラグビー協会から、令和6年度本件対象事業に係る収支決算書に誤りがあった旨の報告を受けた。同年11月6日に、ラグビー協会からスポーツ課あてに、令和6年度本件対象事業に係る収支決算書の誤りが発生した原因及び再発防止策を記載した顛末書及び収支決算書が再提出されたが、再提出後の収支決算額に誤りがあったことから、スポーツ課はラグビー協会あてに再修正を指示した。その後、スポーツ課においても、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用の上、確認を行った。

令和8年1月15日に、ラグビー協会から正しい額に修正された収支決算書が提出され、同日、スポーツ課はラグビー協会に対して、再発防止に向けて取り組むよう依頼する経理処理の是正に係る依頼文書を発出し、指導を行った。

なお、当該依頼文書において、令和6年度本件対象事業に係る収支決算書の誤りが発生したことに伴い、令和8年1月30日までに、令和3～5年度本件対象事業に係る収支決算書についても点検した結果を書面により報告するように指示をし、同年1月30日に提出されたところ、現在もスポーツ課及びラグビー協会において

精査を行っているところである。

イ 再提出に係る経理等事務の対応について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(4) 6年度報告書の再提出について－ウ 再提出に係る経理等事務の対応状況について」のとおり、スポーツ課は、再提出された令和6年度本件対象事業に係る収支決算書について、県負担金の額に変動がなかったため、県負担金の執行に対する精算額に差異（修正）はないものと判断し、令和8年1月15日付けの経理処理の是正に係る依頼文書の決裁書類を経緯が分かる書類として、原執行書類に、添付することで対応した。

(4) FANZONE 及び Seagull Club について

ア 本件対象事業における FANZONE の位置付けについて

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) FANZONE 及び Seagull Club について－ア 本件対象事業における FANZONE の位置付けについて」のとおり、本件対象事業の協定締結に当たり、事業の方向性や内容等について、スポーツ課及びラグビー協会が複数回の協議を行っている。

その協議の中では、ラグビーコミュニティの創出、ファンの拡大等を目的として、FANZONE を用いたラグビー関連情報の発信を主とする事業を実施することを確認しており、事業の運営に当たっては、県及びラグビー協会が費用負担及び役割分担することとしている。

イ Seagull Club のウェブサイト上での FANZONE に係る記載について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) FANZONE 及び Seagull Club について－イ Seagull Club のウェブサイト上での FANZONE に係る記載について」のとおり、FANZONE は、6年度協定書に基づき、ラグビー関連情報を発信するLINEを媒体とした公式アカウントであり、県及びラグビー協会の費用負担により運営されている。

一方、Seagull Club は、ラグビー協会が運営する神奈川ラグビーファンのためのウェブを媒体とした公式会員クラブであり、ラグビー協会の自主財源により運営されている。

このように、FANZONE と Seagull Club は、それぞれの趣旨に基づいて実施されている別々の事業であり、協定に定める事業とラグビー協会が自主的に実施する協定外の事業という区別をスポーツ課及びラグビー協会が明確に認識をしている。また、それぞれの事業の運営に関しても、媒体がLINE とウェブサイトというように明確に区別されている。

なお、Seagull Club のウェブサイト上で、「神奈川ラグビーFANZONE」との表記になっていたことについて、閲覧者に誤解を招きかねないとして、スポーツ課からラグビー協会に修正を申し入れ、ウェブサイト上部の表記などは既に修正がなされている。

ウ 「神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用」との主張について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) FANZONE 及び Seagull Club について－ウ 『神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用』との主張について」のとおり、FANZONE はスポーツ課とラグビー協会との協働事業であり、LINE というメディアを活用した情報発信によるファン層の裾野拡大を意図しており、Seagull Club はラグビー協会が運営する公式会員クラブに登録することで付加価値を提供し、ファン層の定着を図るものである。このような前提の下、スポーツ課とラグビー協会とは協定を締結し、県負担金の対象となる事業としては FANZONE と Seagull Club とを切り分けており、本件対象事業としては一体化して運用しているものとはいえない。

エ 「神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いを放置。」との主張について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) FANZONE 及び Seagull Club について－エ 『神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いを放置。』との主張について」のとおり、FANZONE と Seagull Club のサイトがいずれも（略）に委託して作られ、運営されていることなどから、両者に一定の関係性はあるが、令和7年11月から12月にかけて、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用し、スポーツ課は、修正後の収支決算書に記載された支出額との照合作業を複数の職員により実施し、領収書等に不審な点は認められなかったとした。

しかしながら、令和8年5月25日に改めて FANZONE 等の管理運営の委託先である（略）に対してヒアリングを行ったところ、LINE 社に対して支払われている LINE 公式アカウントスタンダードプランの使用料は、LINE アカウント運営管理費ではなく、収支決算書上「LINE スタンプ作成企画費」に含まれており、LINE アカウント運営管理費には、FANZONE の運営管理費及び Seagull Club のサイト運営費が計上されていた。

再提出後の収支決算書における LINE アカウント運営管理費は、月額 22,000 円であるが、FANZONE の運営管理費が約 17,600 円、Seagull Club のサイト運営費が約 4,400 円になっており、再提出後の収支決算書においては、本件対象事業以外の経費が一部含まれていたことが判明した。

この点について、スポーツ課は、FANZONE の年間運営管理費が約 211,200 円であるのに対し、LINE アカウント運営管理費に係る県負担金は年間で 96,000 円であることから、県負担金が Seagull Club に使用されたことはないとして、FANZONE と Seagull Club とは切り分けられ、県負担金の対象事業としては一体化して運用していないとしている。

(5) LINE アカウント運営管理費について

ア LINE 公式アカウントの運営管理について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(6) LINE アカウント運営管理費について－ア LINE 公式アカウントの運営管理について」のとおり、ラグビーコミュニティを創出し、ファンの拡大、競技人口の増加を目的に、LINE のアカウントを用いて FANZONE を LINE 登録者に公開し、ラグビーに関する情報やメッセージ等を、随時プッシュ型で発信することを、スポーツ課及びラグビー協会双方の費用負担及び役割分担とともに整理している。

イ LINE アカウント運営管理費の内訳について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(6) LINE アカウント運営管理費について－イ LINE アカウント運営管理費の内訳について」のとおり、ラグビー協会が(略)に対して行っている委託業務は、FANZONE で配信される LINE 文章等の作成、登録者への配信、アカウント管理業務及び Seagull Club のサイト運営であり、FANZONE では、平均で月3～4回、約3,800人(令和6年度時点登録者数)に向けて、試合の情報や選手などの画像が含まれるラグビー情報が配信されている。

修正後の収支決算書の単価22,000円の内訳は、FANZONE のLINE アカウント運営管理費が約17,600円、Seagull Club のサイト運営費が約4,400円と整理されている。

(6) 令和6年10月から販売を開始したLINE スタンプの売上収入について

「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(7) 令和6年10月から販売を開始したLINE スタンプの売上収入について」のとおり、LINE スタンプのキャラクター(かなビー)は、ラグビー協会が(略)に作成を依頼し、商標登録を行った。

当該収入については、本件対象事業のうち、ラグビー協会負担部分に充てられている。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、ラグビー協会に対する令和6年度本件対象事業の県負担金の執行が、法第242条に規定する違法又は不当な財務会計行為に該当するか否か、また、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断した。

なお、「1 認定した事実」のとおり、令和6年度本件対象事業に係る県負担金の精算は、令和7年3月25日に行われており、法第242条第2項に規定されている住民監査請求の対象となる当該行為のあった日又は終わった日から本件請求日は1年を経過しているともいえるものの、その後、令和7年11月6日にラグビー協会から令和6年度本件対象事業に係る誤記載に関する顛末書の報告により収支決算書が再提出され、また、

令和8年1月15日付けでスポーツ課がラグビー協会あてに経理処理の是正に係る依頼文書を発出していることを鑑みて、監査を実施した。

(1) FANZONE と Seagull Club を一体化して運用しているか、県負担金を目的外使用しているか否かについて

FANZONE と Seagull Club は、「1 認定した事実-(4) FANZONE 及び Seagull Club について-イ Seagull Club のウェブサイト上での FANZONE に係る記載について」のとおりであるが、FANZONE と Seagull Club は、それぞれの趣旨に基づいて実施されている別々の事業であり、協定に定める本件対象事業とラグビー協会が自主的に実施する協定外の事業であることをスポーツ課及びラグビー協会で明確に認識をしておき、それぞれの事業の運営に関しても、LINE とウェブサイトと明確に分けられていると認められる。

なお、Seagull Club のウェブサイトページ上に、「神奈川ラグビーFANZONE」と記載されていたことなどについて、スポーツ課からラグビー協会に修正を依頼し、職員調査実施後に修正されているものの、一体的に運営されているとウェブサイトの閲覧者に誤解を与えるような表記であった。

県負担金については、「1 認定した事実-(4) FANZONE 及び Seagull Club について-エ 『神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社(略)へ流用している疑いを放置。』との主張について」のとおり、FANZONE と Seagull Club のサイトがいずれも(略)に委託して作られ、運営されていることなどから、令和7年11月から12月にかけて、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をスポーツ課の複数の職員により、修正後の収支決算書に記載された支出額との照合作業を実施し、領収書等に不審な点は認められなかったとしていたが、令和8年5月25日に改めてFANZONE等の管理運営の委託先である(略)に対してスポーツ課がヒアリングを行ったところ、LINE社に対して支払われているLINE公式アカウントスタンダードプランの使用料は、収支決算書上LINEアカウント運営管理費ではなく、LINEスタンプ作成企画費に含まれており、LINEアカウント運営管理費には、FANZONEの運営管理費及びSeagull Clubのサイト運営費が含まれていた。

再提出後の収支決算書におけるLINEアカウント運営管理費は、月額22,000円であるが、FANZONEの運営管理費が約17,600円、Seagull Clubのサイト運営費が約4,400円になり、再提出後の収支決算書においては、本件対象事業以外の経費が一部含まれていたことが判明した。

しかしながら、この点について、スポーツ課は、FANZONEの全体の年間運営管理費が約211,200円であるのに対し、LINEアカウント運営管理費に係る県負担金は年間で96,000円であることから、本件対象事業の県負担金がSeagull Clubに使用されたことはないとしており、FANZONEとSeagull Clubとは切り分けられ、県負担金の対象事業としては一体化して運用していないとするスポーツ課及びラグビー協会の主張については、一定の合理性は認められることから、LINEアカウント運営管理費

に係る県負担金 96,000 円を目的外に使用しているとまではいえない。ただし、本件対象事業の収支決算書については、再提出後においても、正確性に欠けていると言わざるを得ない。

(2) LINE アカウント運営管理費の妥当性について

請求人は、ラグビー協会が運営する FANZONE の「LINE 運営費約 40 万円／年は標準価格の約 2 倍で、差額約 20 万円の使途が不明」であると主張している。

事実証明書 7 によると、LINE 公式アカウントの使用料（スタンダードプラン）は、月額 16,500 円（税込み）、年間の利用料金は 198,000 円（16,500 円×12 月）となることから、請求人が主張する標準価格は、この LINE 公式アカウントの年間利用料金と概ね一致している。

しかしながら、「1 認定した事実-(4) FANZONE 及び Seagull Club について—エ 『神奈川県ラグビー協会が LINE と Seagull Club を一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社（略）へ流用している疑いを放置。』との主張について」のとおり、LINE 公式アカウントの使用料は、LINE スタンプ作成企画費に含まれており、LINE アカウント運営管理費は、「1 認定した事実-(5) LINE アカウント運営管理費について—イ LINE アカウント運営管理費の内訳について」のとおり、ラグビー協会が（略）に対して行っている委託業務のことであり、その内容は FANZONE で配信される LINE 文章等の作成、登録者への配信、アカウント管理業務及び Seagull Club のサイト運営であるとしている。

このことから、FANZONE に係る LINE アカウント運営管理費は、LINE 公式アカウントの使用料とは別のものであり、一月当たり約 17,600 円、年間では約 211,200 円（約 17,600 円×12 月）となるが、FANZONE で配信される LINE 登録者数約 3,800 人、一月当たり 3～4 回の投稿の頻度等を踏まえると不当に高いとは認められない。

なお、請求書のとおり、スポーツ課は請求人に対し、「Seagull Club は神奈川県機運承継事業ではない」と返答したことについては、本件対象事業の再提出後の収支決算書において、LINE アカウント運営管理費の県負担金の総額 96,000 円の対象ではないものの、LINE アカウント運営管理費の総額 264,000 円にラグビー協会負担分である Seagull Club のサイト運営費の年額約 52,800 円（約 4,400 円×12 月）が含まれていたことを踏まえると、適切であったとはいえない。

(3) スポーツ課における県負担金の執行について

県負担金の執行については、「1 認定した事実-(2) 令和 6 年度予算における県負担金の執行等について」のとおり、神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）ほか関係法令に基づき、支出負担行為及び概算払による支払手続並びに精算手続が行われているものと認められる。

本件対象事業については、ラグビー協会との協議の結果を元に協定が結ばれており、その後の県負担金の支出から精算までの手続についても、神奈川県財務規則の規定及び 6 年度協定書に基づき行われている。また、事業の実施に関しても、スポーツ

課職員が直接確認を行っており、当初の計画どおり行われている。

しかしながら、令和7年3月の収支決算書の確認作業においては、予算額と決算額が同額であったにも関わらず疑問に思わず、収支決算書の誤りに気付くことができなかったなど、十分であったとはいえない。

さらに、「1 認定した事実-(3) 6年度報告書の再提出について」のとおり、ラグビー協会から令和7年11月6日付けで令和6年度本件対象事業に係る誤記載に関する顛末書の提出を受け、スポーツ課においても、令和6年度本件対象事業に係る領収書等一式をラグビー協会から借用の上、確認を行ったにもかかわらず、「1 認定した事実-(4) FANZONE 及び Seagull Club について-エ 『神奈川県ラグビー協会がLINEとSeagull Clubを一体化して運用し、経費を角田誠会長の知人会社(略)へ流用している疑いを放置。』との主張について」のとおり、本件対象事業の再提出後の収支決算書において、LINE アカウント運営管理費に本件対象事業外としているSeagull Clubのサイト運営費が含まれていたことが認められることは、精算手続の根拠となる本件対象事業の実施に関する6年度協定書に基づく6年度報告書及び収支決算書の確認行為が十分であったとはいえない。

(4) 損害の発生について

住民監査請求の対象となる財務会計行為については、最高裁判所第一小法廷平成6年9月8日判決において、「監査の対象となる行為は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」と判示されている。本件については、本件対象事業の収支決算書の再提出後において、LINE アカウント運営管理費に本件対象事業外のSeagull Clubのサイト運営費が含まれていたことが認められ、精算手続の根拠となる6年度報告書及び収支決算書の確認行為は十分ではなかったとしても、本件対象事業のための県負担金に影響があったとまでは認められず、県に、積極の損害としての財産の減少または消極の損害としての利益の逸失といった財務会計上の損害が現に生じているとまではいえない。

3 結論

以上のことから、ラグビー協会に対する令和6年度本件対象事業の県負担金の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、また、県への損害が生じているとは認められないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為には該当せず、本件監査請求には理由がない。

4 意見

本件監査請求については、住民監査請求の対象となる行為には該当しないとしたところであるが、次のとおりスポーツ課に対して意見を述べる。

収支決算書について、令和7年3月25日の精算後に決算額などの誤りが発覚し、再提出がなされたこと、再提出後も県負担金の対象外事業のSeagull Clubのサイト運営費が含まれていたこと、LINE スタンプ売上収入が計上されていないことなど、本件対象

事業の経費等に関して、スポーツ課の確認が十分であったとは言い難い。また、予算等に変更が生じた際にも6年度協定書第9条（協定の変更）に定める事前協議及び書面での合意がなされておらず、その裏付けとなる書類により明確な説明ができない状況であり、スポーツ課の事務手続等においても適切でない箇所が見られることから、県民に疑念を抱かれることがないように、今後、速やかに改善を図る必要がある。

さらに、令和3年度から令和5年度までの収支決算書について、ラグビー協会からの再提出後4か月を経過しても未だにその確認作業が終了していないことに加え、令和6年度の収支決算書も再提出後更なる修正が必要となっていることから、令和3年度から令和5年度分の会計書類についても速やかに照合作業等を完了させ、収支決算書を正しく修正させるとともに、ラグビー協会に対して、今後、同様の誤りが発生しないよう、適切に指導を行うことが求められる。